

(表)

注：F・S・Dとは、焦点ファントム表面間距離をいう。

- 1 線量当量について、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合には計算より算出することができる。
- 2 バックグラウンド（B・G）の測定点を表示した図面を添付すること。
- 3 各管球ごとに、使用予定照射方向について測定すること。また、この場合添付図面に使用予定照射方向を矢印で記入すること。
- 4 透視用の場合には、線量当量率とし、撮影用は、線量当量（ばく射数）とすること。
- 5 測定室内に放射線の漏洩する恐れのあるすきま等がある場合には、その細部についても測定すること。
- 6 移動用装置の場合には、エックス線管焦点を中心として、周囲1メートル及び2メートルについて測定すること。
- 7 照射条件の番号は、管球番号（定格出力記載項目）と同一のものとすること。

(裏)

医療機関名称						測定年月日		. .		
管球 番号										
照射 方向										
測定点 単位	$\mu\text{Sv}/\text{時}$ (ばく射数) () 回		$\mu\text{Sv}/\text{時}$ (ばく射数) () 回		$\mu\text{Sv}/\text{時}$ (ばく射数) () 回		$\mu\text{Sv}/\text{時}$ (ばく射数) () 回		$\mu\text{Sv}/\text{時}$ (ばく射数) () 回	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

測定者